

輸送の安全にかかわる情報の公表

平成 28 年 11 月
日野交通株式会社

その 1 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成 18 年 10 月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

なお、当社は、平成 28 年 1 月 21 日、設立されたものです。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

P l a n - D o - C h e c k - A c t の手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2 輸送の安全に関する目標と達成状況

* タクシー部門

期間：平成 28 年度（H28.1.21～H28.9.20）

平成 29 年度（H28.9.21～H29.9.20）

(1) 平成 28 年度目標とその達成状況

【目標】

全有責事故の乗務員 10 人当りの件数 3 件未満を目標とした。

【達成状況】

全有責事故の乗務員 10 人当りの件数は、1.43 件で目標を達成した。

(2) 平成 29 年度の目標

全有責事故の乗務員 10 人当りの件数 1.43 件以下を目標とした。

3 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計（車両故障は除く。）

（期間：平成 28 年 1 月 21 日から平成 28 年 9 月 20 日まで）

0 件

その 2 運輸規則第 47 条の 7 第 2 項による、処分の内容・講じた措置の公表

* 行政処分なし